

短期入所生活介護事業所たかだまの法定給付の一部変更に伴う重要事項説明書

当事業所のサービス利用に係る法定給付の一部変更について説明します。

区分		利用料（1日当たり）		
法定代理受領の場合		ユニット型個室		
		区分	サービス利用料金	サービス利用に係る自己負担額
	介護予防短期入所生活介護	要支援1	5,080円	法定代理受領サービスに該当するサービス費を控除してその支払いを受けません。(所得に応じてサービス利用料金の1割又は、2割負担となります。)
		要支援2	6,310円	
	短期入所生活介護	要介護1	6,770円	
		要介護2	7,430円	
		要介護3	8,140円	
		要介護4	8,800円	
		要介護5	9,460円	
	(別途)	看護体制加算(Ⅰ)40円と(Ⅱ)80円 合計120円 機能訓練指導体制加算 120円 サービス提供体制加算(Ⅰ)180円 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 180円		
(個別)	送迎加算(片道1回) 1,840円 長期利用者に対する減額 1日につき300円減額 緊急短期入所受入加算 1日900円(7日又は14日限度)			
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護報酬総単位数×3.3%に相当する額		
法定代理受領でない場合		・介護報酬の告示上の額		

*新規該当加算(1)と(2)及び変更箇所(3) (金額は1割負担の方の1日あたりの負担額です)

- (1) 看護体制加算(Ⅱ)8円 新規該当(看護師を短期入所で1名、特養で2名それぞれ常勤配置)
- (2) 機能訓練指導体制加算12円 新規該当(機能訓練担当者を作業療法士1名常勤配置)
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ(旧)総単位数×3.3%×9割 → (新)総単位数×3.3% (制度変更及び介護職員の処遇改善を図るため)